

資料 2

参 考 資 料

表 1 労働災害防止効果

建設業労働災害防止協会（対象業種：建設業）			
対象業種事業場数①	583,616	対象業種の死傷病報告数	16,143
		抽出数①	500
会員事業場数②	374,708	会員事業場数②	123
(A) 会員の割合 (②/①)	64.2%	(B) 会員の割合 (②/①)	24.6%
陸上貨物運送事業労働災害防止協会（対象業種：陸上貨物運送業、交通運輸業）			
対象業種事業場数①	62,712	対象業種の死傷病報告数	13,815
		抽出数①	500
会員事業場数②	47,093	会員事業場数②	339
(A) 会員の割合 (②/①)	75.1%	(B) 会員の割合 (②/①)	67.8%
林業・木材製造業労働災害防止協会（対象業種：林業、木材製造業）			
対象業種事業場数①	19,172	対象業種の死傷病報告数	3,809
		抽出数①	500
会員事業場数②	13,863	会員事業場数②	288
(A) 会員の割合 (②/①)	72.3%	(B) 会員の割合 (②/①)	57.6%
港湾貨物運送事業労働災害防止協会（対象業種：港湾荷役業）			
対象業種事業場数①	2,148	対象業種の死傷病報告数	340
		抽出数①	340
会員事業場数②	1,736	会員事業場数②	251
(A) 会員の割合 (②/①)	80.8%	(B) 会員の割合 (②/①)	73.8%
鉱業労働災害防止協会（対象業種：鉱業、採石業）			
対象業種事業場数①	2,912	対象業種の死傷病報告数	218
		抽出数①	218
会員事業場数②	829	会員事業場数②	64
(A) 会員の割合 (②/①)	28.5%	(B) 会員の割合 (②/①)	29.4%

労働災害防止団体毎に対象業種を選定し、平成 21 年経済センサス（総務省）（但し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会については、自動車輸送統計調査（平成 21 年度 国土交通省））の対象業種の事業所数のうち、平成 23 年 4 月時点の各労働災害防止団体の会員事業場の割合を算出した。次に、平成 22 年における労働者死傷病報告のデータから各労働災害防止団体に対応する業種を抽出して比較（港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会以外の対象業種は完全無作為抽出方式により 500 件を抽出）。すなわち対象業種のうち会員の割合（A）を、死傷病報告数（死亡又は休業 4 日以上）の労働災害の会員事業場割合（B）が下回っていれば、当該労働災害防止団体会員としての効果が一定程度認められるとして比較を行った。

表2 経営形態比較

	独立行政法人	公益法人	特別の法律に基づく民間法人
概要	各府省の行政活動から <u>政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、業務の質の向上や活性化、効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図ることを目的とする制度【独法通則法第2条第1項（抄）】</u> 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人	個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、 <u>行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門</u>	民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。）
国の関与	○人事 独立行政法人の長及び監事は主務大臣が任命 ○業務運営 ・主務大臣が中期目標を定めて独立行政法人に指示、中期計画は主務大臣の認可 ・各事業年度及び中期目標終了時に業務の実績について評価委員会の評価 ・主務大臣による報告徴取、立ち入り検査権限 ○財務 ・毎事業年度財務諸表等について主務大臣が承認 ・剰余金の使途については主務大臣の承認 ○中期目標期間終了時 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて所要の措置	〔特例民法法人 平成23年11月まで〕 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月閣議決定）により、役員等法人の機関、財務・会計、法人の業務及び財務等の情報公開の状況等について指導監督 〔一般社団法人・一般財団法人〕 行政庁が一律に業務・運営について監督することはない 〔公益社団法人・公益財団法人〕 内閣府の公益認定等委員会による監督（報告徴取、立ち入り検査）	「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）により、役員等法人の機関、財務・会計、法人の業務及び財務等の情報公開の状況等について指導監督 〔労働災害防止団体法〕 ・定款、労働災害防止規程 厚生労働大臣認可 ・決算関係書類 厚生労働大臣に提出 ・業務に関する報告 ・厚生労働大臣またはその職員の立ち入り検査権限（鉱災防は経済産業省と共管）
最高意思決定機関	法人の長	〔社団法人〕社員総会 〔財団法人（現行）〕理事会 〔一般財団法人、公益財団法人〕 評議員会（法律・定款で定める事項）	〔労働災害防止団体法〕 総会、総代会
ディスクロージャー	〔法人〕 1. 独立行政法人等の組織に関する情報 ① 目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 組織の概要（当該独立行政法人等の役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。） ③ 役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与	〔法人〕 ① 定款又は寄附行為 ② 役員名簿 ③（社団法人の場合）社員名簿 ④ 事業報告書 ⑤ 収支計算書	〔法人〕 ① 定款 ② 役員名簿（注） ③ 組合員等名簿（組合等の場合） ④ 事業報告書・附属説明書類 ⑤ 損益計算書又は収支計算書

<p>ディスクロージャー</p>	<p>及び退職手当の支給の基準</p> <p>2. 独立行政法人等の業務に関する次に掲げる情報</p> <p>① 事業報告書、業務報告書その他の業務に関する直近の報告書の内容</p> <p>② 事業計画、年度計画その他の業務に関する直近の計画</p> <p>③ 契約の方法に関する定め</p> <p>④ 当該独立行政法人等が法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法</p> <p>3. 独立行政法人等が作成している貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する直近の書類の内容</p> <p>4. 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報</p> <p>① 独立行政法人通則法等に基づくそれぞれの直近の評価の結果</p> <p>② 当該独立行政法人等に係る直近の政策評価</p> <p>③ 監事又は監査役の直近の意見</p> <p>④ 公認会計士又は監査法人の直近の監査の結果</p> <p>⑤ 会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分</p> <p>5. 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報</p>	<p>⑥ 正味財産増減計算書</p> <p>⑦ 貸借対照表</p> <p>⑧ 財産目録</p> <p>⑨ 事業計画書</p> <p>⑩ 収支予算書</p> <p>〔所管官庁〕</p> <p>同上</p>	<p>⑥ 貸借対照表</p> <p>⑦ 法律上作成が義務づけられている財産目録及び決算報告書</p> <p>⑧ 監事の意見書</p> <p>⑨ 事業計画書</p> <p>⑩ 収支予算書</p> <p>（注）常勤・非常勤の別及び退職公務員については、その最終官職名（官房付等で退職した者については、その前職名を含む。）を付記</p> <p>〔所管官庁〕</p> <p>① 名称</p> <p>② 所管する部局（担当局担当課等）の名称</p> <p>③ 主たる事務所の所在地及び電話番号</p> <p>④ 設立年月日</p> <p>⑤ 代表者の職名及び氏名</p> <p>⑥ 主な目的及び事業</p> <p>⑦ 最新の業務及び財務等に関する資料</p> <p>⑧ 制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人については、当該事務・事業の内容及び根拠法令名</p> <p>⑨ 補助金等の交付を受けている法人については、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合</p>
<p>会計基準</p>	<p>企業会計原則、独立行政法人会計基準</p>	<p>公益法人会計基準</p>	<p>企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準</p>

表3 各団体の理事数とその理由

団 体	理事数	現在の理事数を必要とする理由（要旨）
中央労働災害防止協会	107	会員である事業主団体にも積極的に労働災害防止活動に取り組んでもらうことが安全衛生水準の向上に不可欠であるため。
建設業労働災害防止協会	73	建設業に携わる関係者が一体となって、かつ、全国齊一的に労働災害防止団体活動の展開が図られるようにしている。
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	89	47 都道府県支部を有する当協会としては、各支部に理事を置き協会の円滑な業務運営を図る必要がある。
林業・木材製造業労働災害防止協会	60	広範かつ幅広い意見を聴取し審議することにより、的確かつ適正な事業運営を確保できる。
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	61	港湾毎にその事業環境は多様であることから、協会の運営に会員の意見を公正に反映させるため。
鉱業労働災害防止協会	24	事業の運営に当たって業界の意見を幅広く反映させるため。

表4 理事会の開催実績

団 体	理事会の開催実績（平成22年度）
中央労働災害防止協会	理事会：平成22年5月 常任理事会：平成23年3月
建設業労働災害防止協会	常任理事会、理事会：平成22年5月 常任理事会：平成22年9月
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	常任理事会、理事会：平成22年5月 常任理事会：平成22年12月 常任理事会：平成23年3月（震災のため中止）
林業・木材製造業労働災害防止協会	理事会：平成22年6月 常任理事会：平成23年3月
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	理事会：平成22年6月 常任理事会：平成22年5月 常任理事会：平成23年3月（震災のため持ち回り開催）
鉱業労働災害防止協会	理事会：平成22年6月 常任理事会：平成22年5月 常任理事会：平成22年11月

表5 基本金の推移

(単位:千円)

	決算					見込	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	18年度比
中央 労働災害防止協会	3,848,890	4,158,115	4,152,906	1,272,229	1,107,570	966,729	0.25
建設業 労働災害防止協会	2,274,292	2,273,944	2,268,408	2,245,525	2,324,302	2,196,934	0.97
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	94,541	109,244	114,969	60,515	87,513	46,008	0.49
林業・木材製造業 労働災害防止協会	54,742	58,259	52,517	63,886	173,196	183,196	3.35
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	359,756	393,769	409,737	372,191	360,853	332,853	0.93
鉱業 労働災害防止協会	189,398	178,027	161,909	149,887	147,860	145,847	0.77

表6 支部の運営主体

団 体	支部の運営主体（設置数）
中央労働災害防止協会	都道府県労働基準協会、労働基準協会連合会又はこれらに準ずる労働災害防止の業務を主として行う団体（47）
建設業労働災害防止協会	都道府県建設業協会（47）
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	都道府県トラック協会（47）
林業・木材製造業労働災害防止協会	都道府県森林組合連合会（3）、都道府県木材組合連合会（33）、その他（都道府県労働基準協会、林材業関連団体）（11）
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	・総支部：日本港運協会各地区港運協会（13） ・支部：同上（79）
鉱業労働災害防止協会	・鉱山支部：本部直轄（2）、鉱業会（3）、鉱山会（2）、石灰石鉱業協会（1）、碎石協会（1） ・碎石支部：日本碎石協会（29）

表7 支部の運営の把握状況

団 体	事業費	人件費	管理費
中央労働災害防止協会	本部事業収入 会費収入	把握せず	把握せず
建設業労働災害防止協会	支部事業収入	支部事業収入 会費収入	支部事業収入 会費収入
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	支部事業収入 会費収入 国庫補助金収入	把握せず	把握せず
林業・木材製造業 労働災害防止協会	支部事業収入 会費収入 国庫補助金収入	把握せず	把握せず
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	会費収入 国庫補助金収入	本部事業収入 支部事業収入 会費収入	本部事業収入 支部事業収入 会費収入
鉱業労働災害防止協会	支部事業収入 国庫補助金収入	支部事業収入 会費収入 国庫補助金収入	国庫補助金収入